

## 京都市「非居住住宅利活用促進税」の概要

(資料3)

税目	非居住住宅利活用促進税(法定外普通税)	徴収方法	普通徴収						
課税客体	市街化区域内に所在する非居住住宅(住宅のうち、その所在地に住所を有する者が不在のもの)								
課税標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋価値割 : 非居住住宅に係る固定資産評価額(家屋)</li> <li>・ 立地床面積割 : 非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る 1㎡当たり固定資産評価額 × 当該非居住住宅の延べ床面積</li> </ul>								
納税義務者	非居住住宅の所有者								
税率	<p>(家屋価値割) 0.7%</p> <p>(立地床面積割) 家屋価値割の課税標準</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">700万円未満</td> <td style="width: 40%;">: 0.15%</td> </tr> <tr> <td>700万円以上900万円未満</td> <td>: 0.3%</td> </tr> <tr> <td>900万円以上</td> <td>: 0.6%</td> </tr> </table>			700万円未満	: 0.15%	700万円以上900万円未満	: 0.3%	900万円以上	: 0.6%
700万円未満	: 0.15%								
700万円以上900万円未満	: 0.3%								
900万円以上	: 0.6%								
収入見込額	(平年度) 約 9.5億円	徴税費用見込額	(導入前) 約 4億円 (年間) 約 2億円						
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり								
非課税事項等	<p>(免税点)</p> <p>家屋価値割の課税標準が、条例施行後5年間は100万円未満のもの(本則上は20万円未満)</p> <p>(課税免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の用に供しているもの又は1年以内に事業の用に供することを予定しているもの</li> <li>・ 賃借人の募集又は販売を開始した日から起算して1年を経過していないもの(事業用を除く)</li> <li>・ 景観重要建造物その他歴史的な価値を有する建築物等</li> </ul> <p>(減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転勤中、海外赴任中のため、居住していないもの(ただし、5年間のみ)</li> <li>・ 入院、施設入居中のため、居住していないもの等</li> </ul> <p>(徴収猶予)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非居住住宅の所有者が死亡した場合等は、当該事実が発生した日から3年間</li> </ul>								